

神田青色だより

一般社団法人
 千代田区神田錦町3の17の2
 TEL(3291)8306
神田青色申告会
 発行責任者 角谷幸男
 編集責任者 後藤 寧

ホームページ <http://www.kanda-airo.or.jp/>

着任の御挨拶



神田税務署長

梅田 直嗣

残暑の候、一般社団法人神田青色申告会の皆様方におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で東京国税局情報システム監理官から転任してまいりました梅田でございます。前任の川手署長同様、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、この度の熊本県をはじめ各地の豪雨災害で被災された皆様及び地元が被災された皆様方に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

また、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」)の影響を受けられている皆様からお見舞いを申し上げます。また、日夜、最前線で新型コロナウイルスの治療や看護に力を尽くされている医療関係者の皆様には、心より感謝と敬意を表します。

改めまして、一般社団法人神田青色申告会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会は、健全な納税者団体として長年にわたり青色申告制度の普及・育成を通じて、「申告納税制度の健全な発展」と「納税道義の高揚」に努められ、地域社会に密着した幅広い事業活動を積極的展開されるとともに、会員の皆様に対する記帳指導、税知識の普及及び各種説明会などの活動に熱心に取り組まれ、

税務行政に対しまして多大な貢献をいただいているところでございます。

角谷会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御尽力に対し、深く敬意を表するとともに、重ねて御礼申し上げます。特に、本年の確定申告では、新型コロナウイルスの拡大による申告期限等の延長や納税の猶予などの納税緩和などを行いました。が、これらの周知・広報などについて皆様方の多大なるご協力を頂き感謝申し上げます。

昨年10月に導入した消費税の引上げと軽減税率制度については、円滑な実施と定着に向け、区分経理に関する記帳指導や事業者向けの説明会の開催、具体的な事例を解説したQ&Aの公表、パンフレットの配布による周知・広報や個別の相談等、会員皆様からたくさんのご協力をいただきました。今回、多くの事業者の方が軽減税率制度実施後の初めての確定申告ではありましたが、お陰様で概ね円滑に行っていたことができました。今後も、取引ごとの税率により区分経理を行うなどの対応が必要となり、継続的に正しく記帳していただくことがより一層重要になってまいります。何卒よろしくお願いたします。

また、令和2年分以降の確定申告は、65万円の青色申告特別控除の適用要件に「e-Taxによる申告又は電子帳簿保存」が追加されており、貴会の皆様方と連携しながら、

ICTを利用した記帳や申告の一層の普及と定着に向けた施策に取り組んでまいりますので、更なるe-Taxの利用拡大並びに広報等のご協力をお願い申し上げます。

お願いばかりとなりましたが、今後とも充実した会活動を展開されますことをご期待申し上げますとともに、神田税務署としても最大限のご協力をさせていただきますと考えております。

結びに当たり、一般社団法人神田青色申告会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念申し上げます。私の着任の挨拶とさせていただきます。

神田税務署 幹部職員紹介

- | | |
|-----------|-------|
| 署長 | 梅田 直嗣 |
| 副署長(個人担当) | 門田 幸夫 |
| 副署長(法務担当) | 今村 雄大 |
| 副署長(法調担当) | 三浦 淳悦 |
| 副署長(総人担当) | 青山 裕 |
| 総務課長 | 城戸鈴依子 |
| 個人課税統括官 | 肥後 寿久 |
| 資産課税統括官 | 井上 林洋 |
| 評価専門官 | 高橋 和良 |
| 総務課長補佐 | 小嶋 健司 |
| 個人1上席調査官 | 吉岡 毅人 |

新型コロナウイルス関連の給付金のご案内

持続化給付金の申請は令和3年1月15日(金)までです。

申請できる方

令和2年1月から12月までのひと月の売上が、新型コロナウイルスの影響により、前年同月比50%以上減少している事業者。今後も事業を継続する意思がある事業者。

※減少金額により最大100万円の給付金が受けられます。

申請手続き

オンラインによる申請となります。持続化給付金のページからメールアドレス等を登録しマイページを作成し申請を行います。登録するメールアドレスはスマートフォン等のアドレスでも構いません。(オンライン申請ができない方は予約の上サポート会場を利用)

必要書類

- ①令和元年分所得税確定申告書
- ②青色申告決算書(e-Taxで申告を行った方は、メール詳細等送信したことが確認できる書類)
- ③令和2年の売上げが減少した月の売上元帳
- ④本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ⑤預金通帳

家賃支援給付金の申請について(売上減少の翌月から令和3年1月15日まで)

申請できる方

令和2年5月から12月までのひと月の売上が、新型コロナウイルスの影響により、前年同月比50%以上減少または連続する3か月の合計売上が前年同月比30%以上減少した事業者で土地(地代・駐車場)、建物の賃料を支払っている方。今後も事業を継続する意思のある事業者。

※直近に支払った賃料の $\frac{2}{3} \times 6$ か月分 個人事業者の場合最大300万円の給付金が受けられます。

申請手続き

オンラインによる申請となります。持続化給付金のページからメールアドレス等を登録しマイページを作成し申請を行います。登録するメールアドレスはスマートフォン等のアドレスでも構いません。(オンライン申請ができない方は予約の上サポート会場を利用)

必要書類

- ①令和元年分所得税確定申告書
- ②青色申告決算書(e-Taxで申告を行った方は、メール詳細等送信したことが確認できる書類)
- ③令和2年の売上げが減少した月の売上元帳
- ④本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)
- ⑤預金通帳 ⑥賃貸契約書
- ⑦直近3か月分の賃料を支払ったことがわかる書類(預金通帳、振込みの控、領収書等)

東京都家賃支援給付金について

国の家賃支援給付金を申請した方で東京都内に、事業所または住所がある方は東京都の家賃支援給付金を申請することができます。

申請には上記の書類に合わせまして、国から支給された家賃支援給付金の通知書が必要となります。給付金の額は 家賃 $\div 12 \times 3$ (上限 93,750円)

東京都「感染拡大防止徹底宣言ステッカー」の掲示にご協力ください。

東京都では、新型コロナウイルス感染拡大防止の施策として、感染防止対策の実施について、業種ごとのチェックシートを作成し、各店舗で防止策を徹底していただくようお願いしております。内容を確認し、チェック内容を満たしている場合は、「感染拡大防止徹底宣言ステッカー」を作成し(ホームページよりダウンロード)店頭に掲示するように呼び掛けております。チェック内容の確認、ステッカーの印刷は事務局でも行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。また、8月3日より実施されている「東京都営業時間短縮にかかる感染拡大防止協力金」(酒類を提供する飲食店、カラオケ店で営業時間を22時までと短縮する)を申請する場合はステッカーを掲示していることが支給要件となっております。

※事務局では各種給付金のご案内をしておりますので、申請をご希望の場合はお気軽にお問い合わせください。